◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３３５号（H28. 1. 29）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．　　重大事故等情報＝１３件（１月２２日～１月２８日分）
（１）乗合バスの健康起因による転落事故
（２）乗合バスの衝突事故
（３）貸切バスの火災事故①
（４）貸切バスの火災事故②
（５）自家用有償バスの転落事故
（６）法人タクシーの衝突事故
（７）法人タクシーの横転事故①
（８）法人タクシーの横転事故②
（９）個人タクシーの酒気帯び衝突事故
（１０）トラックの酒気帯び衝突事故
（１１）トラックの転落横転事故
（１２）トラックの健康起因による転落事故
（１３）トラックの衝突事故
２.「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました【新着情報】
３．バス運転者の健康起因事故防止の徹底について【新着情報】
４．貸切バスに対する街頭監査の実施結果について【新着情報】
５．自動車事故防止セミナーを開催します！（四国運輸局発）
６．貸切バスの安全確保の徹底について
７．バスの車両火災事故防止の徹底について
８．事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について
９．自動車事故防止セミナーを開催します！（東北運輸局発）
１０．インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！
１１．降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
１２．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１３．運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
１４．ＳＡＳ対策マニュアルを改訂しました！
１５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
１６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大

　　な事故を招くおそれがあります！
１７．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

バスにはスキー学習のために中学校の生徒２３名、教員１名が乗車していた。

（５）自家用有償バスの転落事故
１月２４日（日）午後１２時４０分、富山県の県道において、同県の自家用有償バスが乗客１名を乗せて運行中、運転者が時刻確認のため運行表に目を向けた際に、バスの進路が右にずれ、道路右側路肩の水田に転落し、横転した。
この事故による負傷者はなし。
事故現場は、センターラインのない直線道路。

（６）法人タクシーの衝突事故
１月２４日（日）午前５時４０分頃、栃木県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが回送中、凍結状態の路面でスリップして街路樹に衝突した。
この事故により、運転者が死亡した。（回送中のため乗客はなし。）

（７）法人タクシーの横転事故①
１月２５日（月）午後２時２５分頃、福岡県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、乗客を降車させようと道路左側に停車し後部左ドアを開けたところ、タクシーが１ｍ下の水田に滑り落ち横転した。
この事故により、乗客１名が軽傷を負った。（運転者に負傷はなし）
事故は、積雪により路肩の端が分かり難い状況において、道路端に寄り過ぎ、後部左ドアを開けたところ、道路脇の水田に滑り出した模様。

（８）法人タクシーの横転事故②
１月２８日午前０時２８分頃、福岡県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点を通過する際、右折車と接触し、横転した。
この事故により、タクシーの運転者が軽傷を負った。乗客に怪我はなし。
事故は、タクシーが、青信号で交差点を直進通過していたところ、対向車が急に右折したため衝突し、中央分離帯の縁石に接触して横転した模様。

（９）個人タクシーの酒気帯び衝突事故
１月２２日（金）午後７時頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く個人タクシーが空車で運行中、信号待ちをしていた軽自動車に追突した。
この事故により、軽自動車の運転者と同乗者の計２名が軽傷を負った。
運転者の呼気からアルコールが検出され、運転者は酒気帯び運転の疑いで警察に一時、身柄を拘束された模様。

（１０）トラックの酒気帯び衝突事故
１月２４日（日）午前０時３０分頃、新潟県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、民家に衝突した。

この事故による負傷者はなし。
事故後、運転者の呼気からアルコールが検出され、運転者は警察に身柄を拘束された模様。

（１１）トラックの転落横転事故
１月２５日（月）午前１０時３０分頃、福井県の県道のおいて、同県に営業所を置くトラック（タンク車）が危険物を積載し運行中、道路脇の水田に転落し横転した。
この事故により、少量のガソリンが漏れた模様。火災は発生せず、事故によるけが人もいない。
当該車両は、ガソリン６０００リットル、軽油１２０００リットル積載していた模様。
現場は片側１車線の見通しのよい直線道路で、道路と田の境に転落防止用のガードレールなどは設置されていない模様。
報道によると、運転者は「対向車をよけようと左にハンドルを切ったが、積雪で道路と水田の境がわからず横転した」との話をしているとのこと。

（１２）トラックの健康起因による転落事故
１月２５日（月）午後１２時頃、鹿児島県の国道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、対向車線を越えて３メートル下の畑に転落した。
この事故により、運転者が死亡した。
現場は片道１車線の直線道路で事故当時、路面に凍結や積雪はなし。
運転者は、運転中に何らかの原因により意識を喪失した模様。

（１３）トラックの衝突事故
１月２６日（火）午後２時３０分頃、千葉県の市道交差点において、同県に営業所を置くトラックが運行中、乗用車と出会い頭に衝突した。
この事故により、乗用車の乗員２名が死亡し、乗員２名が重傷を負い、トラック運転者が軽傷を負った。
現場は、片側１車線の道路が交わる信号機のない十字路交差点で、報道によると、乗用車の側に一時停止の標識があったとのこと。

上記１３件の死傷者数計：死亡５名、重傷２名、軽傷６名（速報値）

◇◇◇

度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、１月２２日、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、１月２９日、第１回委員会を開催いたしました。

〔検討事項〕
規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転手の不足等の構造的な問題を踏まえつつ、以下の再発防止策について検討する。

〇事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化
〇監査の実効性の向上（事業参入後の安全確保についてのチェックの強化）
〇運転者の運転技術のチェックの強化
〇運賃制度の遵守等、旅行業者を含めた安全確保のための対策の強化
〇衝突被害軽減ブレーキ等、ハード面での安全対策の強化　など

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000054.html
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000055.html

◇◇◇

１．定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

２．就業上の措置の決定

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。
乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。

上記の内容は、平成２８年１月２５日付け、国自安第２４０号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

全国の各地方運輸局では、１月２１日以降、スキーバス等の貸切バスに対し、街頭監査を随時、実施しています。
１月２８日現在、その結果（概要）については次のとおりです。

〔監査の結果〕
　監査車両数８８台（うち、指摘車両数４２台）
　　主な違反事項
　　・運行指示書の記載不備
　　・車内表示違反

　このように４８％の貸切バスに違反が認められたところです。
　関係事業者の皆様におかれましては、輸送の安全確保の徹底を図り、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

◇◇◇

おいて貸切バスが対向車線をはみ出して崖下に転落し、１４名が死亡し、２７名が負傷するという誠に痛ましい事故が発生しました（１５日午後１７時現在）。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、このような事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、貸切バスの安全確保の徹底を図り、利用者の信頼回復に万全を期すため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について周知徹底を図られたい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）確実に点呼を実施すること
（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること
（３）適切な運行計画を作成し、確実に指示すること
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月１５日付け、国自安第２３９号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

上記の内容は、平成２７年１２月３０日付け、国自安第２２８号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

くためにも皆様の参加をお待ちしております。

記

日　時：平成２８年２月３日(水)　１３：３０～１６：３０
場　所：仙台サンプラザ　３Ｆ「ｸﾘｽﾀﾙﾙｰﾑ」仙台市宮城野区榴岡５丁目11-1
テーマ：事業用自動車の運転者の適切な健康管理による事故防止
定　員：２２０名

※ プログラム及び参加申込み等詳細は、下記リンク先（東北運輸局ホームページ）をご覧ください。
→　http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/puresu/puresu/jg151222.pdf

◇◇◇

依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。
　このような状況を踏まえ、今般、平成２７年１１月１３日付け中防災第２８号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から降積雪期における事故防止対策の徹底に努めるよう通知がされました。
　これから本格的な降積雪期を迎える中、輸送の安全確保等に遺漏のないよう、関係者におかれましては次の事項について周知徹底を行い、事故の防止に努めるようお願いします。

■気象情報や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すこと。
① 積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実に行うこと。
② 点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
③ 積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
④ 気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更等の適切な措置を講ずること。
⑤ 乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

上記の内容は、平成２７年１１月２６日付け、国自安第１６３号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。

◇◇◇

１.〔特別重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故①（神奈川県平塚市）
２.〔重要調査対象事故〕
貸切バスの追突事故②（静岡県富士市）
３.〔重要調査対象事故〕
トラクタ・コンテナセミトレーラの漏洩事故
（大阪府堺市から和歌山県伊都郡かつらぎ町まで）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000215.html

◇◇◇

判断が難しいなど、事業者が感じている対応面での懸念を踏まえて、ＳＡＳスクリーニング検査の実施前（準備）から実施後（フォロー・活用）までの対応について、一連の流れを具体的に示しました。

　本マニュアルを指針として、運輸業界において、ＳＡＳスクリーニング検査が更に普及するとともに、適切な治療がなされることによって、「安全と健康」が一層向上するよう、平成２７年８月２７日付けで関係団体あて通知しました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000210.html

◇◇◇

施行：平成２５年５月１日

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、最寄りの運輸支局までお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

平成２６年度中の大型車（車両総重量８トン以上のトラック又は乗車定員３０人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。
当該事故は３年連続で増加しており、平成２６年度は前年度比約２．４倍増（２６件増）と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車のユーザー等に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000116.html

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆